

大分大学医学部先進医療科学科学科会議細則

令和5年1月11日制定
令和5年医学部細則第1-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程(平成21年医学部規程第1-1号)第7条の規定により、大分大学医学部先進医療科学科学科会議(以下「学科会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 学科会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 先進医療科学科の予算に関すること。
- (2) 先進医療科学科の教員組織に関すること。
- (3) 先進医療科学科学科学生の教育課程及び厚生補導に関すること。
- (4) 先進医療科学科の入試に関すること。
- (5) その他先進医療科学科の管理・運営に関すること。

(構成)

第3条 学科会議は、先進医療科学科の教授、准教授、講師及び助教(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(議長)

第4条 学科会議に議長を置き、学科長をもって充てる。

- 2 議長は、学科会議を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 学科会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより学科会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について構成員が出席して開催される次の学科会議において報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 学科会議の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、学科会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部細則第3－9号）
この細則は、令和6年4月1日から施行する。